

表 奨励金の内容等

奨励金名	交付金額	交付対象制度	個別交付要件(奨励金ごとに、各要件をすべて満たすこと)	申請受付期間	申請書類
(1) 子育て支援奨励金	15万円	育児・介護休業法に定める育児休業制度	育児休業を6か月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けていること。 (※産前産後休業の期間は含めません。)	育児休業期間の末日から起算して1年を経過した日から1年以内	◆子育て支援奨励金申請書 ◆添付書類 ①②③④⑦⑧⑨
(2) 配偶者出産休暇制度奨励金	10万円	配偶者出産休暇制度	① 平成16年4月1日以後、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に際して取得できる休暇制度(配偶者出産休暇制度)を就業規則等に新たに規定し、実施していること。 ② 配偶者出産休暇制度は、労働基準法第39条に規定する年次有給休暇とは別に取得することができる有給の休暇制度で、従業員がその配偶者の出産に際して2日以上以上の休暇を取得できるものであること。 ③ 配偶者出産休暇制度を1日以上取得していること。	配偶者出産休暇が終了した日から起算して1年以内	◆配偶者出産休暇制度奨励金申請書 ◆添付書類 ①②③⑦⑧⑨
(3) 介護支援奨励金	15万円	育児・介護休業法に定める介護休業制度	介護休業を1か月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める介護休業給付金の支給を受けていること。	介護休業期間の末日から起算して1か月を経過した日から1年以内	◆介護支援奨励金申請書 ◆添付書類 ①②③⑤⑦⑧⑨
(4) 男性の子育て支援奨励金	10万円	育児・介護休業法に定める ・育児休業制度 ・育児短時間勤務制度	① 男性従業員が次のいずれかを取得していること。 ア) 育児休業を継続14日以上 イ) 育児のための短時間勤務(育児短時間勤務)を継続1か月以上 ② ①イ)の取得にあたり、月給制を時給制にするなど給与等雇用形態を変更したり、裁量労働制、事業場外みなし労働時間制及び変形労働時間制のまま短時間勤務をしていないこと。また、育児短時間勤務制度の利用開始前後の給与等水準が同等以上であること。	制度取得期間の末日から起算して1か月を経過した日から1年以内	◆男性の子育て支援奨励金申請書 ◆添付書類 ①②③⑦⑧⑨ 育児短時間勤務の場合は⑥を追加
(5) 男性の介護支援奨励金	10万円	育児・介護休業法に定める ・介護休業制度 ・介護休暇制度 ・介護短時間勤務制度	① 要介護状態にある対象家族1人に対して、男性従業員が次のいずれかを取得していること。 ア) 介護休業を継続7日以上 イ) 介護休暇を1年間に3日以上(半日もしくは時間単位でも取得できる場合は、その合計が3日以上) ウ) 介護のための短時間勤務(介護短時間勤務)を継続1か月以上 ② ①ウ)の取得にあたり、月給制を時給制にするなど給与等雇用形態を変更したり、裁量労働制、事業場外みなし労働時間制及び変形労働時間制のまま短時間勤務をしていないこと。また、介護短時間勤務制度の利用開始前後の給与等水準が同等以上であること。	ア)、ウ) …取得期間の末日から起算して1か月を経過した日から1年以内 イ) …3日を取得し終えた日から1年以内	◆男性の介護支援奨励金申請書 ◆添付書類 ①②③⑦⑧⑨ 介護短時間勤務の場合は⑥を追加

申請に当たり、区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp/jinken/kurashi/hewa/danjo/ryouritsu-shien.html>)に掲載されている「要件チェックシート」で該当するかチェックすることができますので、ご利用ください。

お問い合わせ・申請先 港区 総務部総務課人権・男女平等参画係 ☎03-3578-2027